

令和3年4月1日発行



戦略的イノベーション創造プログラム  
(SIP) 第2期

令和3年度委託研究事務処理説明書  
＝補完版＝

国立研究開発法人科学技術振興機構

イノベーション拠点推進部

大学等／企業等

## 目次

<b>A. 用語の解説</b>	3
I. 「SIP 第2期」における固有の用語の説明	4
1. 課題「IoE 社会のエネルギー・システム」における用語の解説	4
2. 課題「統合型材料開発システムによるマテリアル革命」における用語の解説	4
3. 「IoE 社会（旧：脱炭素社会）」「マテリアル革命」両課題に共通の用語の解説	4
<b>B. 事務処理説明書 共通版との違い</b>	5
I. 事務処理説明書 共通版との違い	7
1. 共同研究契約または覚書等	7
2. 委託研究契約の締結単位について	7
3. 旅費の計上上の対象となる事由	8
4. 間接経費について	8
5. 間接経費の使用実績等の報告について	8
6. 研究担当者の移籍等について	9
7. 特定の事業目的により追加された研究資金の取扱いについて	10
8. 知的財産権の第三者に対する移転または専用実施権等の設定等について	10
9. 公表時の謝辞について	13
10. 研究期間終了後の調査協力について	14
11. 各種報告書等の提出について	14
<b>C. 事務処理説明書 共通版にない事項</b>	15
I. 知財委員会に関すること	16
1. 目的と委員会構成について	16
2. 審議の対象と運営方針について	16
II. マッチングファンドについて	17
1. 背景と導入経緯について	17
2. 民間資金について	17
3. 民間資金の支出状況確認について	19
4. 年度評価における取り扱い	20
5. 中間評価（三年目評価）以降のマッチングファンド方式について	20

## 令和3年度委託研究事務処理説明書 補完版（以下、本補完版という）について

- 「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期」委託研究契約にかかる書類以下に掲載しております。報告書等の作成等に当たっては、必ず下記URLからダウンロードの上、所定の電子ファイルをご使用ください。

- 委託研究契約にかかる書類

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

（大学等）

<https://www.jst.go.jp/contract/sip2/2021/sip2a.html>

（企業等）

<https://www.jst.go.jp/contract/sip2/2021/sip2c.html>

- その他の報告様式にかかる書類

<https://www.jst.go.jp/sip/>

## ● 本補完版に関するお問合せ・書類提出先

本補完版掲載内容に関するご質問などは、以下の連絡先までお問い合わせください。

科学技術振興機構 イノベーション拠点推進部	
〒102-0076 東京都千代田区五番町7 K's五番町	
TEL	03-6261-0013
FAX	03-5214-8496
課題「IoE 社会のエネルギーシステム（旧：脱炭素社会実現のためのエネルギーシステム）」	
E-mail	sip-energy-system AT jst.go.jp ”AT”を”@”に置き換えてご利用ください。
課題「統合型材料開発システムによるマテリアル革命」	
E-mail	sip-material AT jst.go.jp ”AT”を”@”に置き換えてご利用ください。

## ● 【重要】課題名の変更について

2019/6/27 内閣府SIPガバニングボードにおいて、SIP課題「脱炭素社会実現のためのエネルギーシステム」は「IoE 社会のエネルギーシステム」への課題名変更が認められました。このため、本説明書内では新旧課題名の併記を行っております。

## A. 用語の解説

ここでは、「SIP 第2期」における固有の用語の解説を掲載します。

## I. 「SIP 第2期」における固有の用語の説明

用語の説明については、「共通版」5~9 ページの「用語の解説」および「用語の読み替え」に記載していますが、「SIP 第2期」における固有の用語に関しては、ここで説明しています。

なお、ここでは「略語として用いるもの」や、「1対1 の読み替えだけでは説明が困難なもの」も併せて解説しています。

### 1. 課題「IoE 社会のエネルギーシステム(旧: 脱炭素社会実現のためのエネルギーシステム)」における用語の解説

用語	説明
IoE 社会	課題名「IoE 社会のエネルギーシステム」の略称として使用する場合があります。
脱炭素社会	課題名「脱炭素社会実現のためのエネルギーシステム」の略称として使用する場合があります。

### 2. 課題「統合型材料開発システムによるマテリアル革命」における用語の解説

用語	説明
マテリアル革命	課題名「統合型材料開発システムによるマテリアル革命」の略称として使用する場合があります。
Leader および Co-Leader	産学連携の実施体制で、研究責任者を Leader とし、主たる共同研究者の内 1 名を Co-Leader とします。

### 3. 「IoE 社会（旧：脱炭素社会）」「マテリアル革命」両課題に共通の用語の解説

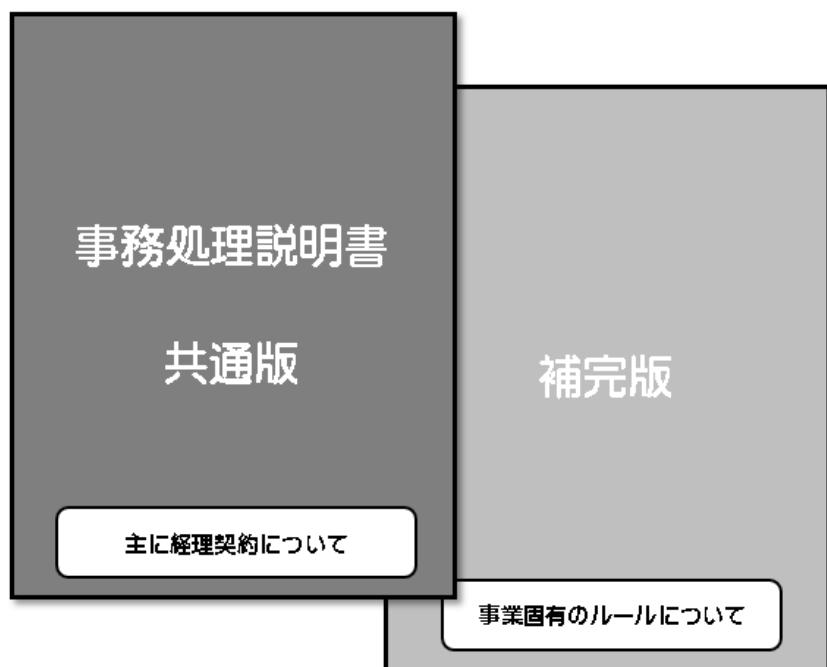
用語	説明
研究開発計画	内閣府によって定められた各課題の「研究開発計画」を指します。 各研究題目における「研究開発実施計画書」とは異なりますのでご注意ください。
研究開発項目	内閣府によって定められた「研究開発計画」における研究実施単位であり、研究責任者を公募する単位もあります。

## B. 事務処理説明書 共通版との違い

ここでは、「委託研究事務処理説明書 共通版」に  
かかわる内容で事業固有の取扱いを掲載します。

## 委託研究事務処理説明書の見方

- 委託研究事務処理説明書は、経理契約等共通の事項を「共通版」に記載し、事業固有の事項がある場合は、それらを「補完版」に記載しています。
- 共通版のページ下段に、補完版がある事業名（略称）を並べたアイコンを置いています。アイコンの事業名（略称）の横には、ページ内のどこで差異が生じたか確認するための項目を記載しています。「補完版」をご覧になる際には、「共通版」に記載の差異箇所をあわせてご確認ください。
- 補完版がある事業は、共通版と補完版を合わせて「事務処理説明書」とします。
- 補完版と共に差異が生じる場合は、補完版の定めが優先されます。



委託研究契約事務処理説明書（共通版、補完版）は、以下の URL で公開しております。

○研究契約に係る書類 戰略的イノベーション創造プログラム（SIP） 第2期 大学等

<https://www.jst.go.jp/contract/sip2/2021/sip2a.html>

○研究契約に係る書類 戰略的イノベーション創造プログラム（SIP） 第2期 企業等

<https://www.jst.go.jp/contract/sip2/2021/sip2c.html>

本事業は内閣府が定義する競争的資金ではありませんが、間接経費など一部を除き競争的資金の取扱いに準拠します。

## I. 事務処理説明書 共通版との違い。

### 1. 共同研究契約または覚書等

共通版の記載内容	大学等： 13ページ	企業等： 13ページ
(9) 研究チームに参画する研究機関間の連携・権利義務の明確化 本研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等について、委託研究契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。		

#### 共通版に追加補足となる説明

SIP第2期においては、上記(9)に以下の内容を追加的に補足します。

参画機関との間で取り交わした共同研究契約等は、その写しをJST課題担当者へ提出してください。

なお、各機関の方針管理に基づき実施していただければ、必ずしも共同研究契約という様式である必要はなく、覚書というようなものでも構いません。

### 2. 委託研究契約の締結単位について

共通版の記載内容	大学等： 17ページ	企業等： 17ページ
(1) 委託研究契約書 研究開始にあたって、研究題目に関する研究機関とJSTとの約定を定めるものであり、正本を2通作成しJST及び研究機関で1通ずつ保管します。なお、契約書等における契約者は、研究機関の代表者又は代表者より権限を委譲された者とします。		

#### 共通版に追加補足となる説明

SIP第2期においては、上記(1)に以下の内容を追加的に補足します。

原則として、研究開発実施計画書における研究機関毎に委託研究契約を取り交わします。

ただし、同一研究機関、同一研究担当者であっても、研究開発実施計画上、独立した管理となっているものについては、委託研究契約書も別途取り交わしが必要となります。

なお、研究開発実施計画書は、採択課題単位で研究責任者がとりまとめ、作成されるものであり、採択期間全体の計画を「研究開発実施計画書（全体）」とし、各年度の計画を「研究開発実施計画書（年度）」として作成します。

また、JSTからの委託研究費の配分がない場合でも、研究開発実施計画による管理を前提に参画する機関は、必要に応じて0円の委託研究契約の取り交わしをお願いしています。

### 3. 旅費の計上上の対象となる事由

共通版の記載内容	大学等： 34ページ	企業等： 34ページ
<b>②旅費計上の対象となる事由</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究成果の発表</li> <li>・研究チーム内のミーティング</li> <li>・直接経費により雇用される者の赴任旅費</li> <li>・外部専門家等の招へい</li> <li>・フィールドワーク（観測、試料採取、現地調査等）</li> <li>・その他研究実施上、必要な事由が発生した場合</li> </ul>		

#### 共通版に追加補足となる説明

SIP第2期においては、上記②に以下を追加します。  
本事業では、JST及び内閣府等当該SIP課題の関連機関が主催するミーティング、シンポジウムが開催される場合があり、それらについても旅費計上の対象となります。

### 4. 間接経費について

共通版の記載内容	大学等： 51ページ	企業等： 50ページ
<b>(1) 間接経費の算定・請求</b> 間接経費は直接経費に対する一定比率（原則30%の間接経費率）で措置されます。		

#### 共通版と異なり上書きとなる説明

SIP第2期においては、「大学等」の場合は、直接経費の15%を上限とし、「企業等」においては直接経費の10%を上限とします。

但し、「企業等」に分類される機関のうち中小企業に該当する場合は、直接経費の15%を上限とします。なお、中小企業に該当する場合は、契約締結時に中小企業者証明書【経理様式20】を提出してください。

### 5. 間接経費の使用実績等の報告について

共通版の記載内容	大学等： 53、84ページ	企業等： 52、82ページ
<b>【大学等53ページ、企業等52ページ】</b>		
<b>9. 間接経費の執行</b>		
①間接経費の執行に関する留意事項 c. 間接経費の報告等 間接経費に係る収支簿および証拠書類をJSTへ提出する必要はありませんが、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針【別添1】」に示されている「使途の透明性の確保」の観点から、適正な執行を証明する証拠書類を整備してください。		

間接経費の使用実績等については翌事業年度の6月30日までに府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により報告してください

【大学等84ページ、企業等82ページ】

I X. 研究機関における府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録について

1. 間接経費執行実績報告書の登録（従来より継続）

翌事業年度の6月30日までに府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により報告してください。

共通版と異なり上書きとなる説明

【大学等53ページ、企業等52ページ】

当該SIP第2期は、競争的資金による事業ではありませんので、間接経費の使用実績等についての報告は必要ありません。

【大学等84ページ、企業等82ページ】

上述の通り、「間接経費執行実績報告書」は提出の必要がありません。

6. 研究担当者の移籍等について

共通版の記載内容	大学等： 55ページ	企業等： 54ページ
12. 委託研究の中止について (2) 研究担当者の移籍に伴う研究中止 注) 研究担当者が他機関へ移籍等する場合においても、JSTが適当と判断する場合は、研究担当者（原則、研究代表者を除く）の変更による同一研究機関で本研究の継続が認められる場合があります。		

共通版に追加補足となる説明

SIP第2期においては、上記の注)に対して以下の取り扱いを追加的に補足します。  
研究担当者が他機関へ移籍、退職等する場合には、本研究が支障なく継続できるとJSTが判断した場合は、以下のいずれの方法も可能です。具体的には、プログラムディレクターの確認を経て、決定することが必要となりますので、研究担当者の異動が発生する場合は、その事実が判明したら速やかにJST課題担当者までご連絡をいただくとともに、研究中止申請書（経理様式4-①）の提出をお願いします。

①研究担当者を変更（交代）して、同一機関で引き続き研究開発継続する方法。

②研究担当者が異動先の機関で研究開発を継続する方法。

なお、当該研究開発委託実施計画自体から脱退するという場合には、研究中止申請書（経理様式4-①）の提出は、研究終了となる予定の日の30日前までに提出が必要となります。

## 7. 特定の事業目的により追加された研究資金の取扱いについて

共通版の記載内容	大学等： 61ページ	企業等： 59ページ
17 課題採択後に、JSTが時宜に応じて募集を行う研究者支援制度（国際強化支援、ライフイベント復帰支援等）により委託研究費が追加配賦される場合、事務手続上は、その金額を本研究契約に含めて契約を締結します。		
各制度の性格に応じて個別に運用が定められている項目及び制限に関しては、JST課題担当者から研究担当者に別途案内される募集要項等に従って適切に処理を行う必要がありますのでご注意ください。		
<p>○ JST事業参画研究者等に対する取組み（出産・子育て・介護支援制度）  <a href="https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/child-care.html">https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/child-care.html</a></p>		

### 共通版と異なり上書きとなる説明

SIPについては内閣府事業のため、JST事業を対象として実施している上記の制度は適用されません。

## 8. 知的財産権の第三者に対する移転または専用実施権等の設定等について

共通版の記載内容	大学等： 64～66ページ	企業等： 62～64ページ
① JSTへの事前申請が必要な場合		
申請事由	様式	提出期限
移転を行うとき	知的財産権移転承認申請書 (知財様式3)	移転前
専用実施権等の設定等を行うとき	専用実施権等設定・移転承認申請書(知財様式4)	設定・移転承諾前

(中略)

### ② JSTへの通知が必要な場合

以下の場合には、研究機関は所定の様式により提出期限までに必ずJSTに通知してください。放棄については事前の通知が必要ですので、ご留意ください。

通知事由	様式	提出期限
出願又は申請を行ったとき(*1)	知的財産権出願通知書(知財様式1)	・国内：出願の日から60日以内 ・国外：出願の日から90日以内
知財登録・移転を行ったとき (*2)	知的財産権設定登録等通知書	・国内：登録・移転の日から60日以内

	知書（知財様式1）	ら60日以内 ・外国：登録・移転の日から90日以内
放棄を行うとき(*3)	知的財産権設定登録等通知書（知財様式1）	法的期限の30日前まで
自己実施・第三者への実施許諾・専用実施権等の設定等を行ったとき	知的財産権実施通知書（知財様式2）	・国内における知的財産権：当該実施許諾等をした日から60日以内 ・外国における知的財産権：当該実施許諾等をした日から90日以内

（中略）

### ③ 出願資料への記載事項

国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、当該出願書類の「【代理人】」の欄の次に「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」の欄を設けて、「平成/令和〇〇年度、国立研究開発法人科学技術振興機構、〇〇事業「研究題目名」委託研究、産業技術力強化法第17条の適用を受ける特許出願」と記載してください。

なお、PCT国際出願の願書には記載不要ですが、PCTの国内移行時は国内移行書面（日本）に同様にご記載ください。

#### 共通版と異なり上書きとなる説明

##### ① JSTへの事前申請が必要な場合

＜課題「マテリアル革命」の場合＞

申請事由	様式	提出期限
移転を行うとき	<u>知財権出願等通知書兼報告書</u> <u>(課題指定様式)</u>	提出期限は 共通版記載のとおり
専用実施権等の設定等を行うとき	<u>知財権出願等通知書兼報告書</u> <u>(課題指定様式)</u>	

＜課題「IoE社会（旧：脱炭素社会）」の場合＞

申請事由	様式	提出期限
移転を行うとき		様式・提出期限・提出方法とも 共通版記載のとおり
専用実施権等の設定等を行うとき		

第三者に知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくはその移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）を行う場合、研究機関は所定の様式により予め申請を行い、JSTの承認を受ける必要があります。

課題「マテリアル革命」については、知財委員会から別途配布されている様式にて知財委員会宛（sip-material-ip@jst.go.jp）に提出ください。

## ② JSTへの通知が必要な場合

以下の場合には、研究機関は所定の様式により提出期限までに必ずJSTに通知してください。放棄については事前の通知が必要ですので、ご留意ください。

課題「マテリアル革命」については、知財委員会から別途配布されている様式にて知財委員会宛（sip-material-ip@jst.go.jp）に提出ください。

### ＜課題「マテリアル革命」の場合＞

通知事由	様式	提出期限
出願又は申請を行ったとき(*1)	<u>知財権出願等通知書兼報告書（課題指定様式）</u>	提出期限は共通版に記載のとおり
知財登録・移転を行ったとき (*2)	<u>知財権出願等通知書兼報告書（課題指定様式）</u>	
放棄を行うとき(*3)	<u>知財権出願等通知書兼報告書（課題指定様式）</u>	
自己実施・第三者への実施許諾・専用実施権等の設定等を行ったとき	<u>知財権出願等通知書兼報告書（課題指定様式）</u>	

### ＜課題「IoE社会（旧：脱炭素社会）」の場合＞

通知事由	様式	提出期限
出願又は申請を行ったとき(*1)		
知財登録・移転を行ったとき (*2)	様式・提出期限・提出方法とも 共通版に記載のとおり	
放棄を行うとき(*3)		
自己実施・第三者への実施許諾・専用実施権等の設定等を行ったとき		

共通版に追加補足となる説明

### ① JSTへの事前申請が必要な場合

SIP第2期においては、①のいずれの場合においても、共通版に記載の内容等と異なり、通知のみではなく事前に「知的財産権移転承認申請書」、「専用実施権等設定・移転承認申請書」（マテリアル革命は、「知財権出願等通知書兼報告書」）等の提出の上、知財委員会に諮り、その検討結果を受けて実施しなければないものとします。（委託研究契約書（別記4）知財条項第2条、第1項、第4号）

### ③ 出願資料への記載事項

SIP第2期においては、「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」の欄に、以下の通り記載ください。

「平成/令和〇〇年度、内閣府総合科学技術・イノベーション会議の戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）「課題名」委託研究（管理法人：JST）、産業技術力強化法第17条の適用を受ける特許出願」

## 9. 公表時の謝辞について

共通版の記載内容	大学等： 70ページ	企業等： 68ページ
2. 公表時の謝辞について		
論文発表等を行う際は、当該成果が本事業各制度の支援によるものであることを「謝辞（Acknowledgement）」等に明記してください。具体的な謝辞の表記方法については、別途、JST課題担当者から研究担当者へ案内します。		

### 共通版に追加補足となる説明

SIP第2期においては、上記2. に対して具体的には以下のように明記してください。  
(和文)

本研究（の一部）は、内閣府総合科学技術・イノベーション会議の戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）「課題名」（管理法人：JST）によって実施されました。

(英文)

This work was supported by Council for Science, Technology and Innovation(CSTI), Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Program (SIP), “課題名” (Funding agency:JST).

課題名の表記（和文）	課題名の表記（英文）
IoE 社会のエネルギーシステム	Energy systems of an Internet of Energy (IoE) society
脱炭素社会実現のためのエネルギーシステム	Energy systems toward a decarbonized society
統合型材料開発システムによるマテリアル革命	“Materials Integration” for revolutionary design system of structural materials

## 10. 研究期間終了後の調査協力について

共通版の記載内容	大学等： 72ページ	企業等： 70ページ
<b>V. 研究期間終了後の調査協力について</b>		
国の大綱的指針等に基づいて実施する追跡評価を行うため、研究期間終了後に追跡調査や成果展開調査等の調査を行っております。JSTから調査依頼を受けた場合、研究機関においては協力義務が生じます。		

### 共通版に追加補足となる説明

SIPは内閣府が進めるプログラムであることから、上記に加え、研究期間終了後に、内閣府及び内閣府が指定した者から、追跡調査、成果展開調査及び知的財産権の利用状況調査等の調査依頼を受けた場合、研究機関においては協力義務が生じます。

## 11. 各種報告書等の提出について

共通版の記載内容	大学等： 80ページ	企業等： 78ページ
<b>VIII. 各種報告書等の提出について</b>		
1. JSTへの提出物（経理様式）		
～ 以下、略 ～		

### 共通版に追加補足となる説明

SIP第2期においては、以下の様式が追加となります。

様式	報告書等の名称	提出期限等
経理様式 20	中小企業者証明書	委託研究契約締結時（条件に該当する法人のみ）
報告様式 1	SIP 第2期マッチング ファンド支出状況確認書	委託研究契約締結後、毎年度11月30日まで及び、 年度終了分について翌5月31日までに提出。 C. のⅡ「マッチングファンドについて」にも詳述 がありますので併せてご確認ください。

## C. 事務処理説明書 共通版にない事項

ここでは、「委託研究事務処理説明書 共通版」に記載がない「SIP 第2期」事業固有の取扱いを掲載します。

## I. 知財委員会に関すること

### 1. 目的と委員会構成について

#### (1) 目的

「戦略的イノベーション創造プログラム運用指針」(<https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/>)に従い、ガバナンスボードにおいて承認された研究開発計画を遂行するために必要な知的財産権の取り扱いに関する審議を行います。

#### (2) 委員会構成について

委員会は、原則としてPDまたはPDの代理人、主要な関係者および必要に応じて専門家等によって構成されます。

### 2. 審議の対象と運営方針について

#### (1) 審議の対象

- ①審議の対象となるのは、研究開発成果に関する論文発表及び特許等（以下、「知財権」という）の出願・維持の方針決定。
- ②知財権の実施許諾に関する調整等。
- ③その他関連付隨して重要な案件となるもの。

#### (2) 運営方針について

「戦略的イノベーション創造プログラム運用指針」を基に、委託研究契約書（別記4）知財条項第4条、第1項、第1号から第8号の定めに基づき運営がなされるものとします。

（参考）SIP第2期用「委託研究契約書」雛形については以下参照。

○戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期（2021年度）

大学等 <https://www.jst.go.jp/contract/sip2/2021/sip2a.html>

企業等 <https://www.jst.go.jp/contract/sip2/2021/sip2c.html>

## II. マッチングファンドについて

### 1. 背景と導入経緯について

#### (1) 背景

SIPにおける研究課題は、社会的に不可欠で日本の経済産業力にとって重要なものを対象とし、基礎研究から実用化事業化までを見据えて一気通貫で研究開発を推進するものであり、国費だけでなく、民間からの研究開発資金（以下「民間資金」）も活用し、推進することとなりました。

#### (2) 導入経緯について

内閣府が定めた「戦略的イノベーション創造プログラム運用指針」に基づき、SIP（第2期）では、「⑩産学官連携体制の構築、研究開発の成果を参加企業が実用化・事業化につなげる仕組みやマッチングファンドの要素をビルトイン」との記載があり、民間資金の活用として、マッチングファンドという形態が導入されるに至りました。

### 2. 民間資金について

#### (1) 定義

民間資金とは、民間企業が本研究開発に拠出し、マッチングファンドとして負担する研究開発費等をいいます。

なお、その対象は都度の実支出を伴う研究費以外にも、既存設備の社内規定に基づく使用料や社内単価のようなものも可とします。管理費については合理的な説明が付く範囲で認められます。

（行政機関、独立行政法人（国研を含む。）、や大学を除く。）

#### (2) 民間資金の規模

研究責任者の公募の際に、研究開発項目毎に期待する民間資金額が設定されておりますが、最終的には研究開発実施計画に落とし込んで定めた拠出計画額に沿って管理をしてください。

民間資金の規模の測定においては、以下の算式に示す「マッチング率」が用いられます。

$$\text{マッチング率} = \frac{\text{民間資金総額（企業等）}}{\text{民間資金総額（企業等）} + \text{委託費合計（大学等+企業等）}}$$

※個別の委託研究契約毎ではなく、研究責任者毎の採択単位（大学等を含むすべての参画機関）にてマッチング率を測定評価することになりますのでご注意ください。

#### (3) 考え方のパターン事例について

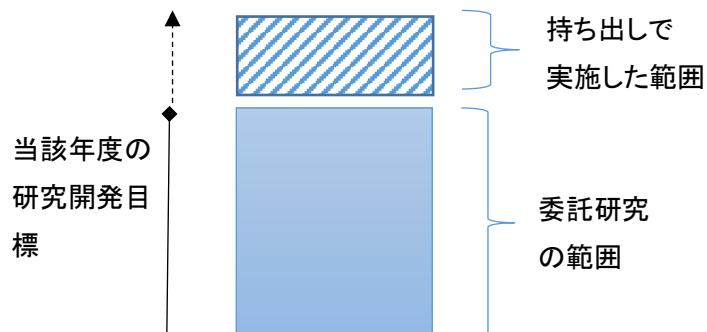
考え方のパターン事例を示すにあたっては、以下、個別の委託研究契約をもとに説明をすることとします。

##### ①考え方のパターン事例1

「考え方のパターン事例1」については、委託研究先が、人、物、資金等の持ち出しを行い、委託研究の範囲を超えて研究開発を行うものとなります。

## 考え方のパターン事例 1

研究委託先において、委託研究内容のさらに上を目指し、持ち出しで研究を行う場合（大学・国研に委託した場合でも民間企業と連携し研究開発を実施した場合の民間企業支出分も加える。）



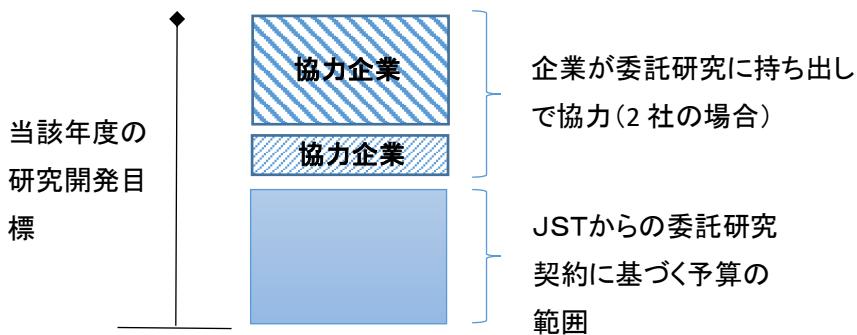
委託研究先が持ち出した、人、物、資金等について、費用換算を実施

## ②考え方のパターン事例2

「考え方のパターン事例2」については、委託研究先以外の企業も当該研究開発に協力（人、物、資金等）し、研究開発を行うこともありうる。

## 考え方のパターン事例2

委託研究の内容に加えて、自動運転のように各企業等が協力して実証実験等を行う場合（インフラ整備は国、車の提供や通信環境の提供は民間）、他には、委託研究先で開発した機器等について、他の企業協力を得て設備等を用い試験等を行う場合等  
(大学・国研に委託した場合でも民間企業と連携し研究開発を実施した場合の民間企業による支出分も加える。)



委託研究先以外の企業が持ち出して協力した、人、物、資金について、費用換算を実施

### (3) マッチングによる民間資金の対象となるもの

マッチングによる民間資金の対象となるものは、以下の通りとします。

①事務処理説明書（共通版）22ページ「5. 委託研究の予算費目」および「府省共通経費取扱区分表（別添9）」に分類される経費。

※別添9の資料は、「特記事項」欄を必ず参照ください。

但し、当該委託研究費（直接経費）実績報告額の集計内訳と重複しないようご留意ください。

②研究担当者（研究責任者及び主たる共同研究者）にかかる人件費のうち、本研究開発に従事したエフォート相当分。

③その他、本研究開発に密接に関連し、研究計画の達成のために必要性が高いと判断される研究のための支出に相当するもの。

例えば、上記「考え方のパターン事例2」のような実証実験等のために必要な設備等の提供を受けた際の使用料や償却費換算集計額等が該当します。

④また、研究機関において規程等で適切に取り決めを行い定められたもの（例：国プロ受託時に使用する取り決め単価等）であれば、社内のモジュール単価（原価計算や管理会計上の配賦額が加味された、いわゆる「社内単価」）等でも、換算集計により対象とすることができます。

## 3. 民間資金の支出状況確認について

### (1) 提出が必要な書類

マッチングファンドの実績確認には、「マッチングファンド支出状況確認書」（報告様式1）の提出をもって確認いたします。

「マッチングファンド支出状況確認書」は、以下サイトよりダウンロードください。

<https://www.jst.go.jp/sip/contract.html> SIP 委託研究者用ページ

### (2) 取りまとめ提出方法について

「マッチングファンド支出状況確認書」の提出に当たっては、必ず研究責任者経由で取りまとめを行い、自らの所属機関分だけではなく、分担機関も含めた全体集計分も併せて、JST課題担当者へ提出をしていただきますようお願いします。

### (3) スケジュール

提出スケジュールに関しては、以下の通り年度内に2回となります。

①中間確認（11/30までに）

上半期9月末までの支出実績と10月以降下半期の計画額を、11月30日までに提出していただきます。

②年度末確認（5/31までに）

1年分の支出状況の確認を行うため、年度実績集計として、翌年度5月31日までに提出していただきます。

注）上記の各提出期限が休日の場合は前営業日を期限とします。

#### 4. 年度評価における取り扱い

SIP（第2期）では、すべての研究開発課題が毎年評価を受けることになります。マッチングファンドの支出状況（実績）も、いくつかの評価項目の中の1つとなっているため、その評価結果が研究費の増減に反映されることもあります。

但し、委託研究契約の条項としてペナルティの対象としているわけではありません。

#### 5. 中間評価（三年目評価）以降のマッチングファンド方式について

中間評価（三年目評価）以降のマッチングファンド率およびマッチングファンド方式は、令和元年6月27日開催ガバニングボードにおいて、以下のとおり決定されました。

なお、以下文中の【報告様式1】については、「マッチングファンド支出状況確認書」に該当します。

##### ○公開元 URL

戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）ガバニングボード

<https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/gb2.html>

（令和元年6月27日開催ガバニングボード 資料7）

#### SIPにおけるマッチングファンド方式

令和元年6月27日  
ガバニングボード決定

##### 1. 趣旨

「戦略的イノベーション創造プログラム運用指針」（以下「SIP運用指針」という。）の「10. 民間企業からの貢献」に基づき、SIP第2期の中間評価（三年目評価）以降の各年度において、マッチング率50%（ただし、上回ることを妨げない。以下同様。）のマッチングファンド方式を本格的に導入する。

従来、各課題で任意に設定されていたマッチング率について、①今後50%とすること、②管理法人にその根拠の報告を求めること、が主な変更点である。

##### 2. 制度

###### （1）定義

マッチングファンドとは、SIPの研究開発・実証等に参画する民間企業等<sup>1</sup>（ただし、管理法人との契約の有無は問わない。以下同様。）の人的・物的貢献を金額的に評価するものであり、具体的には、民間企業等が自ら負担する、①物品費、②人件費・謝金、③旅費、④その他（当該研究開発を実施するに必要となる直接的経費）を合算したもの。（※国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）のマッチングファンド支出を援用。）

マッチングファンド方式（マッチング率50%）とは、課題中の研究開発サブテーマ<sup>2</sup>（以下「サブテーマ」という。）ごとに、上記マッチングファンドが、国からのSIP委託費と同額（ただし、上回ることも妨げない。）となるような方式をいう。

## （2）適用方法

① ガバナンスボードは、課題評価ワーキンググループの評価結果を参考にしつつ、中間評価（3年目評価）の際、課題中のすべてのサブテーマごとに、マッチングファンド方式（マッチング率50%）の適否について最終決定する。

② マッチングファンド方式の適用に当たっては、概ね以下のa)及びb)を同時に満たす研究開発テーマとする。

a)実用化に近いもの。具体的には、中間評価時点でTRL (Technology Readiness Level)<sup>3</sup>が5以上のもの、又は、SIP終了時で6以上のもの。

b)国が率先して取り組むべき社会課題解決のための研究開発テーマではなく、専ら民間企業の競争力強化に資するもの。なお、以下のような研究開発テーマ又は課題は除く。

- ・ 民間企業等からのマッチング率が中間評価時点で既に50%以上のもの

（例：SIP第1期「自動走行」（平成30年度）SIP委託費28億円、

民間企業等のマッチング：31億円）のような例を想定。）

- ・ 研究開発終了後、国及び地方自治体自らが専ら使用するためのシステム等

に係る研究開発（例：SIP第1期防災・減災におけるSIP4Dの開発のような例を想定。）

1 民間企業等には、自治体及びNPO 法人を含むが、大学又は国立研究開発法人等公的研究試験機関は除く。

2 研究開発サブテーマとは、研究開発計画中に記された研究責任者ごとの研究開発テーマを指す。なお、サブテーマごとではなく、課題全体でマッチング率を評価する方が適切な場合には、課題全体で評価することも妨げない。

3 表2又は表3に準拠すること。

③ 上記の結果、マッチングファンド方式の適用が決定されたサブテーマについては、4年目から当該サブテーマに参画するすべての民間企業等のマッチングファンドの合計が、当該サブテーマに交付される国からのSIP委託費と同額（ただし、上回ることも妨げない。）となるよう、管理法人は、毎年度単位（4年目及び5年目）で当該民間企業等から報告を求める。

④ なお、同一のサブテーマに参画する民間企業等が複数ある場合には、当該民間企業間におけるマッチングファンドの分担は、当該民間企業間の合意に従う。また、研究開発に参画する以下の企業に対しては、マッチングファンドの分担を求めないよう留意する。

- ・ スタートアップ企業
- ・ サブテーマ中の一部作業を単に受注している受注先企業

⑤ 表1に一例を示す。3年目の中間評価の結果、マッチングファンド方式の適用が決定されたサブテーマ（ここでは、研究開発予算の総額は、3年目から最終年度まで各1億円で推移する計画であると仮定。）については、4年目以降、毎年度単位で、民間企業のマッチングファンド（総額）は、国からのSIP委託費と同額（上回ることも妨げない）となることが必要となる。

表1：マッチングファンド方式の適用例

	3年目	中間評価	4年目	5年目
国からのSIP 委託費	0.8億円	マッチングファ ンド方式の適用 決定	0.5億円	0.5億円
民間企業のマッ チングファンド（総額）	0.2億円		<u>0.5億円</u>	<u>0.5億円</u>
研究開発予算 (総額)	1.0億円		1.0億円	1.0億円
マッチング 率	20%		50%	50%

### （3）確認方法

民間企業等は、マッチングファンドの実績を別の様式（【報告様式1】）にて管理法人に報告し、マッチング率が50%（上回ることも妨げない）になっていることを管理法人が確認する。なお、民間企業等のマッチングファンドの実績を管理法人が確認する際、管理法人による民間企業等への聞き取りによる方法も可とするが、管理法人においては報告様式1により整理することとする。ただし、報告様式1により整理した根拠資料は、管理法人において適切に管理・保管し、内閣府の求めに応じて提供すること。

### （4）知財権の扱い

マッチングファンド方式の導入に伴って、SIPの事業費によらず民間企業が取得した知財権は、SIP運用指針に規定されるバックグラウンド知財権の考え方を準用することとする。

すなわち、他のプログラム参加者へのバックグラウンド知財権の実施許諾は、知財権者が定める条件又はプログラム参加者間の合意に従い、知財権者が許諾可能とする。また、当該条件等の知財権者の対応が、SIPの推進（研究開発のみならず、成果の実用化・事業化を含む）に支障を及ぼすおそれがある場合、知財委員会において調整し、合理的な解決を得るものとする。

### 3. その他

本文書は、ガバニングボードでの決定後、SIP運用指針の別添として添付することとする。

表2：NASAにおけるTRLの定義

TRL 9	Actual system “flight proven” through successful mission operations
TRL 8	Actual system completed and “flight qualified” through test and demonstration (ground or space)
TRL 7	System prototype demonstration in a space environment
TRL 6	System/subsystem model or prototype demonstration in a relevant environment (ground or space)
TRL 5	Component and/or breadboard validation in relevant environment
TRL 4	Component and/or breadboard validation in laboratory environment
TRL 3	Analytical and experimental critical function and/or characteristic proof-of-concept
TRL 2	Technology concept and/or application formulated
TRL 1	Basic principles observed and reported

(出典) NASAのHPより抜粋

<https://www.nasa.gov/directorates/heo/scan/engineering/technology/accordion1.html>

表3：NASAのTRLの仮訳・解説

TRLレベル	研究フェーズ	内容
TRL 9	事業化	大量生産
TRL 8		システムの完成及び検証
TRL 7	実証	トップユーザーテスト
TRL 6		実証・デモンストレーション
TRL 5	応用研究・開発	想定使用環境下での技術実証
TRL 4		研究室レベルでの技術実証
TRL 3		技術コンセプトの実験的な証明
TRL 2	基礎研究	原理・現象の定式化
TRL 1		基本原理・現象の解明

(出典) JST研究開発戦略センター 海外調査報告書「主要国における橋渡し研究基盤整備の支援」

<https://www.jst.go.jp/crds/report/report10/CRDS-FY2015-OR-03.html>